

「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会」資料

一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会の概要と 「法人特別会員ワーキング・グループ報告書」について

一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会 理事 山田 博之

2021年1月19日



www.jfgi.jp



◆「日本金融ジェロントロジー協会」設立の趣意(2019年4月設立)

▶ 長寿高齢化という社会課題に対して、関連する知識・情報を広く金融業界に普及させることで、社会全体の利益に 貢献していく

【設立趣意】

長寿は長い間、人類の夢であった。現在、我が国の平均寿命は100歳に向けて伸長を続けており、その夢はまさに実現しつつある。しかし、長寿だけでは幸せな生活を営むことはできない。健康と十分な資産があってこそ長い人生を楽しむことができる。

長寿社会における新たな課題は加齢による認知機能の低下である。認知機能の低下により、適切な消費、資産管理、運用が困難になる。今後、資産を持った高齢者が増加することにより、この問題は個人のみならず社会全体にも大きな影響を与えることになるであろう。

長寿社会においては、高齢者の消費、資産管理・運用などの経済活動を支援するための新たなサービスや制度が必要になる。そして、そのこれらサービスや制度を開発し、関連する知識・情報の普及等に取り組む中立的な組織が必要になる。当該分野の課題と解決方法を学際的に研究する「金融ジェロントロジー」の知識を普及させ、社会全体の利益に貢献していくことを目的として本法人を設立する。

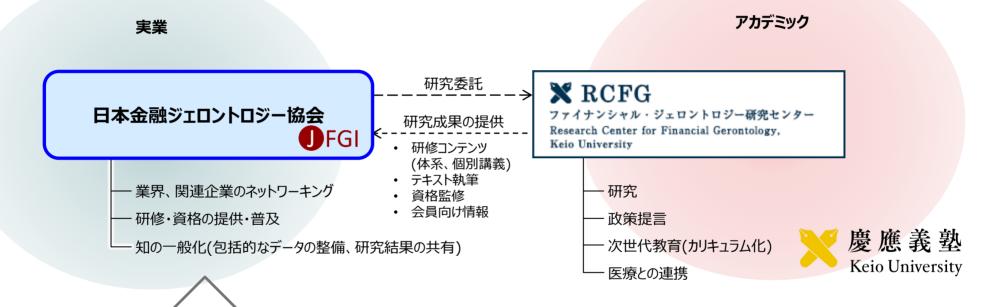
【事業内容】

- ✓ 金融ジェロントロジーに関する知識の啓発と普及
- ✓ 金融ジェロントロジーに関する情報の提供、書籍等の発行
- ✓ 金融ジェロントロジーに関係する企業・団体等との情報共有など
- ✓ 金融ジTロントロジーに関する資格の提供



◆ フレームワークについて

- ▶ 設立時社員は野村ホールディングス、三菱UFJ信託銀行の2社
- ▶ 幅広い金融機関が加入できるよう、中立的な組織として設立(一般社団法人)
- ▶ 医学、経済学などの学術的な裏付けをもち、かつ実務で活用できる研修・資格を提供



- 金融機関は法人会員として加入
- 会員企業の従業員は、研修などのサービスを 受けられる



◆ 会員一覧(計24社)

法人特別会員(17社)

【銀行】

- ✓ みずほ銀行
- ✓ 三菱UFJ銀行
- ✓ 三井住友銀行
- ✓ 静岡銀行
- ✓ 福岡銀行
- ✓ 三菱UFJ信託銀行
- ✓ みずほ信託銀行

【生命保険】

- ✓ 住友生命保険
- ✓ 第一生命ホールディングス
- ✓ 太陽生命保険
- ✓ 日本生命保険
- ✓ メットライフ生命保険

【証券】

- ✓ SMBC日興証券
- ✓ 大和証券
- ✓ 野村證券
- ✓ みずほ証券
- ✓ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券

法人正会員(7社)

【銀行】

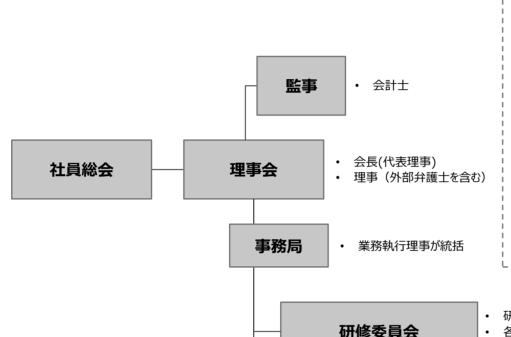
- ✓ 秋田銀行
- ✓ 七十七銀行
- ✓ 紀陽銀行
- ✓ 伊予銀行
- ✓ 佐賀銀行
- ✓ 肥後銀行

【生命保険】

✓ 三井住友海上プライマリー生命保険



協会の組織図



【役員】 会長 清水雅彦 慶應義塾大学名誉教授 理事 中村慎助 慶應義塾大学経済学部教授 石井亮 弁護士、和田倉門法律事務所 抱井六郎 野村證券株式会社より出向 山田博之 三菱UFJ信託銀行株式会社より出向 監事 佐藤正樹 公認会計十,稅理十、稅理十法人渡邊芳樹事務所 【顧問】 慶應義塾学事顧問 (慶應義塾前塾長) 清家篤 /日本私立学校振興,共済事業団理事長 三村將 慶應義塾大学医学部教授 慶應義塾大学ファイナンシャル・ジェロントロジー 駒村康平 研究センター長、慶應義塾大学経済学部教授

研修カリキュラムの策定

倫理委員会

各研修コンテンツのシラバス作成

コンテンツの質の確保

倫理規程の作成

倫理研修

入会・退会にかかる諮問など

X RCFG

ファイナンシャル・ジェロントロジー研究センター Research Center for Financial Gerontology, Keio University

会融ジェロントロジー研究の成果を踏まえた。

専門的な立場からの各委員会参加

• 研修コンテンツの提供

• 講師の選定・紹介

研修コンテンツの作成、テキスト執筆

新しい知見の追加

2. 協会の取り組み ①オンライン動画研修



◆ 動画研修「エッセンシャル金融ジェロントロジー」

- ▶ ドコモgaccoのプラットフォームを活用
- ▶ 倫理動画研修含め、27動画約400分の動画研修を提供





【目次】

第1章 金融ジェロントロジー概論

第2章 高齢者を取り巻く社会保障制度

第3章 高齢者の生活状況

第4章 高齢者の資産管理(1)資産寿命という観点から

第5章 高齢者の資産管理(2)意思決定支援の仕組み(後見、信託)

第6章 高齢者の心理(1)加齢に伴う心的機能の変化とその対応

第7章 高齢者の心理(2)高齢者とのより良いコミュニケーションのために

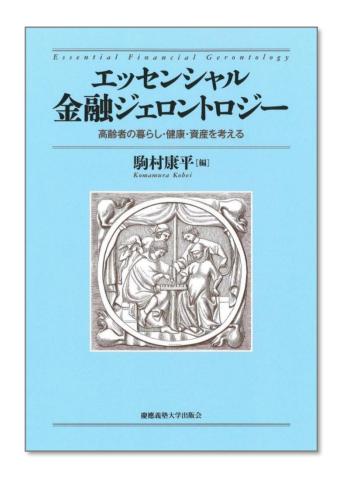
第8章 高齢化と身体・感覚器官の変化

第9章 認知症について(1)総論

第10章 認知症について(2)代表的疾患と治療

第11章 高齢者・認知症の意思決定能力について

第12章 高齢者対応ケーススタディ



編者: 駒村康平

出版者:慶應義塾大学出版会

市価:3000円+税

発行日:2019年9月30日

2. 協会の取り組み ②資格の提供



◆ 行動憲章の制定と資格制度の創設

- ▶本研修を受講し金融ジェロントロジーの知識を習得した協会員が高い倫理観を持ちつつ、その社会的役割を果たすために行動憲章を制定
- ▶2021年度に資格制度創設予定

行動憲章 あるべきアドバイザーの姿

資格制度が想定するアドバイザーの役割

高齢顧客に寄り添い、長寿化や認知判断機能の変化を踏まえて、必要とされる金融サービスを提供する、あるいは提供することを目指す

『 高齢顧客に対して「適切な金融サービス」は、

当協会、および各社が模索していく必要がある。

金融包摂や資産寿命といった昨今の社会的な要請に沿ったうえで、

金融ジェロントロジーを踏まえた、長寿高齢化社会で豊かな生活を送るための

金融サービスが求められる 』

「行動憲章」の制定について

一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会 2020年8月1日 制定

一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会(会長:清水雅彦 慶應義塾大学名誉教授、 以下、「本協会」)は、長寿高齢化という社会課題に対して、関連する知識・情報を広く金融業界に普及させることで、社会全体の利益に貢献していくことを目的としています。そして、本協会に入会した法人会員、個人会員(以下、「協会員」)には、高齢者の実情に配慮した金融商品・サービスを開発し提供するなど、多くの重要な役割が期待されており、協会員の数も増加傾向にあります。

そこで、本協会の提供する研修を通じ金融ジェロントロジーの知見を習得した協会員が、高い倫理観を持ちつつ、その社会的責任を果たすために具体的にどのような行動を実践すべきかについて行動憲章としてここに定め、開示するものとします。

1. 誠実・公正に職務を遂行

我々協会員は、長寿高齢社会における金融商品・サービスに関わる課題解決に向け、金融ジェロントロジー(医学、心理学、経済学等)及び実務から得た知見を活用し、顧客の便益向上のために誠実・公正に職務を遂行いたします。

- 2. 高齢者の資産形成・管理・活用に貢献する金融商品・サービスを提供 我々協会員は、加齢に伴う身体・認知機能の変化に十分配慮し、高齢者の立場に立ち、 高齢者にとって理解しやすく満足度向上につながる金融商品・サービスの提供に努めます。
- 3. 高齢者の誰もが取り残されることなく金融サービスにアクセスできる環境を整備 我々協会員は、高齢者の誰もが取り残されることなく、安心して金融商品・サービスにアク セスし、その恩恵を受けることができるよう、環境の整備に努めます。

4. 法令諸規則等の遵守

我々協会員は、その業務に適用されるすべての法令諸規則、社会的規範をより高い倫理 観をもって遵守いたします。

以上





◆ 「法人特別会員ワーキング・グループ」を設置(2019年9月)

- 金融機関等における高齢者対応にかかる課題の共有、課題解決に向けた検討が目的
- →「認知判断能力を喪失した顧客の親族からの、金融商品売却依頼への対応」が喫緊の課題と認識



◆ 現状と課題認識

- ▶ 本人が認知判断能力を喪失した場合、自ら預金払出や金融商品売却の意思表示ができなくなるため、預金口座や証券口座は金融機関等により凍結される。一方、本人の医療費・施設入居費等は確実に発生
- ▶ 預金の引出については、人道的見地から払出しに応じる銀行もあるが、金融商品については、価格が変動することや金融商品取引法との関係から、親族等からの売却依頼には応じられないとの金融機関等が大半
- ▶ 確かに、金融機関等が依頼に応じなくとも、成年後見制度を利用すれば売却できるが、成年後見制度を利用したくない場合もあると思われ、親族等が費用を立て替えている例も見受けられる
- ▶ 本人の介護が親族等に人的・金銭的に負担となっている状況の下、金融機関等としては、成年後見制度の利用を促すという対応のみで、高齢顧客の支援を十分果たしていると言えるか?

3. 「法人特別会員ワーキング・グループ報告書」について



◆ 高齢者支援制度等の普及状況

①成年後見制度

- √「成年後見制度利用促進基本計画」(2017) 閣議決定、官民一体の成年後見制度利用促進
- ✓ 審理期間の短縮(2019/1~12:約75%が2カ月以内に終局)※1
- ✓ 専門職後見人ではなく身近な支援者を後見人に選任することが望ましいとの考え ※2
- ✓ 審判前の保全処分による費用充当、公費補助として成年後見制度利用支援事業も用意
 - →裁判所による審判等の手続き的負担、専門職後見人に対する報酬等の費用的な負担で使いにくい との意見あり、利用者総数は約22万人(2019/12)。潜在的制度利用対象者(認知症高齢者 約460万人等)の数など勘案すると、利用者数はまだまだ少ない状況にあるとの指摘も※3

②日常生活自立支援事業

- ✓ 社会福祉協議会による認知判断能力が低下した人を支援する制度
 - →利用者数は約53千人(2017年度末)※4



- ▶ 既存の法制度をだけでは対処しきれない高齢顧客の様々な課題やニーズが生じている
- ※1 最高裁判所事務総局家庭局作成「成年後見関係事件の概況 -平成31年1月~令和元年12月-」・3頁
- ※2 厚生労働省作成「第2回成年後見制度利用促進専門家会議・資料3 適切な後見人の選任のための検討状況等について」(平成31年3月18日)
- ※3 駒村康平編「エッセンシャル金融ジェロントロジー 高齢者の暮らし・健康・資産を考える」(慶應義塾大学出版会・2019年)・118頁
- ※4 金融庁作成「金融庁市場ワーキング・グループ第27回・事務局資料」(令和2年2月13日)・9頁

3. 「法人特別会員ワーキング・グループ報告書」について



◆ 検討のポイント

- I.「親族等からの金融商品の売却依頼への対応」について検討
 - ▶ 少しでも本人の介護等を行う親族等の金銭的負担を減らし、ひいては高齢顧客の日常生活を支援できないかという想いから、金融機関等としていかなる対応をすべきかについて整理
- Ⅱ.「親族等に対する金融商品売却に関する任意代理権付与」について検討
 - ▶ 「 I .親族等からの金融商品の売却依頼への対応」は、親族等の金銭的負担を軽減する点では有益だが、できれば、認知判断能力が低下する前に本人が親族等に金融商品売却の代理権を付与しておくことが望ましく、事前に任意代理人を登録する制度について考え方を整理。



これらの検討結果を

「法人特別会員ワーキング・グループ報告書~認知判断能力が低下・喪失した顧客の金融商品売却依頼に対する対応の在り方~」

として取りまとめ、2020年12月23日、当協会ウェブサイト(http://www.jfgi.jp/)にて公表





◆ 検討メンバー

> 法人特別会員12社

,				
: 【銀行】		【証券	【証券】	
✓	みずほ銀行	\checkmark	SMBC日興証券	
✓	三菱UFJ銀行	\checkmark	大和証券	
✓	三井住友銀行	\checkmark	野村證券	
✓	静岡銀行	✓	みずほ証券	
✓	福岡銀行	\checkmark	三菱UFJモルガン・スタンレー証券	
✓	三菱UFJ信託銀行			
✓	みずほ信託銀行			

▶ 専門家によるアドバイス

山下 純司 学習院大学法学部教授

東京大学法学部卒業。2001年より、学習院大学法学部助教授。2008年より、学習院大学法学部教授。日本私法学会、信託法学会、法と教育学会に所属。国家公務員総合職試験員。

山本 啓太 和田倉門法律事務所 パートナー弁護士

慶應義塾大学経済学部卒業。ロンドン大学ロースクール卒業。2001年弁護士登録。2003年より2005年金融庁監督局保険課。邦銀への出向経験あり。金融レギュレーション・金融取引が専門。

▶ 日本金融ジェロントロジー協会 事務局





I.「親族等からの金融商品の売却依頼への対応」について検討(報告書P.8~14)

▶ 親族等からの金融商品の売却依頼が「本人のための費用」を支払うためであること等が確認できれば、売却依頼に応じても良いのではないか。但し、親族等による不正防止等の観点を含めた対応を行う。



①親族等、金融機関 等の法的地位	✓ 親族等:明示的に代理権を付与されていないのであれば、無権代理人。もっとも 「本人のための費用」の支払いであれば、民法上の事務管理が成立する可能性が ある
	✓ 金融機関等:損害賠償を負うリスクは免れないが、「本人のための費用」の支払いであることを金融機関等が確認できれば、リスクを極小化できる
②「本人のための費用」の範囲	✓ 本人の医療費・介護関連費用、生活費の支払いに限定✓ 生活費はエビデンスの確認等が難しいため、取引履歴、社会通念上合理的と思われる一定金額水準の検討、申出金額の内訳の検証等の方法を提案
③売却を依頼する親 族等の範囲等	✓ 推定相続人など一定の範囲を設けることが考えられるが、依頼人が「本人のため」 に売却できる関係にあることが重要✓ 売却金額の大きさ、親族等の本人との関係、医療機関等への直接振込か親族等 による立替えか等の状況に応じ、依頼を受ける際に同意を必要とする親族等の範 囲や人数等を決める





I、「親族等からの金融商品の売却依頼への対応」について検討

④資金の払出方法	✓ 金融機関が本人のために支出した部分については、預金口座からの払出等は認められると整理(第三者弁済により発生した求償権と預金債務を相殺)✓ 本人の預金口座から医療機関等の費用請求者への直接払い。親族等による立替払いについても、経緯に合理性が認められる場合は、親族等の口座へ振り込む
⑤成年後見制度との関 係	✓ 成年後見開始の事実を認識した後は、親族等からの依頼には応じず、成年後見 人に対して売却依頼を求める
⑥本人への周知	✓ 認知判断能力を喪失した場合、親族等からの売却依頼を認める場合があるということを、業界あるいは個社として、本人に予め周知する必要✓ 本人に、法定後見制度、後述の任意後見制度や任意代理の利用を考える機会を提供する意味もある
⑦本人が認知判断能 力を喪失していることの 確認	✓ 本人との面談、本人の診断書、本人の担当医からのヒアリング等で確認✓ 診断書等がない場合、複数社員による本人との面談、医療介護費等のエビデンスの確認等、各社が創意工夫のうえ適切に確認

▶ 金融商品取引法との関係について

✓ 金融庁とも相談のうえ、上記に整理した対応を行った結果、真に本人の利益のために行われていると認められる場合、金融機関等は親族等の指示に従い「本人のための費用」の支払いのために金融商品を売却したと考えられることから、基本的には金商法の無断売買や未確認売買には問われるものではないと整理





Ⅱ.「親族等に対する金融商品売却に関する任意代理権付与」について検討(報告書P.15~16)

①制度の趣旨・概要	✓ 将来の認知判断能力の低下・喪失に備え、金融資産を介護費用等に柔軟に活用したい顧客のために、金融商品の売却に関して、事前に任意代理人を登録する制度✓ 民法上、本人の認知判断能力が低下・喪失しても、任意代理人の任意代理権は消滅しない
②本人の認知判断能 力低下・喪失後のリス クの説明	 ✓ 任意後見制度を利用するには手続き的負担が大きく、金融機関等としては、任意 後見制度の利用を望まない顧客に対する制度を用意することが現実的 ✓ 任意後見制度では、任意後見監督人が任意後見人を監督するなど、任意後見 人の濫用を防ぐ仕組みがある。これに対し、この制度では、本人の認知判断能力 が低下・喪失した後は、任意代理人を監督する者がおらず、代理人による不正行 為を防止する仕組みがない ✓ 本人の認知判断能力が低下・喪失した後は、任意代理人を監督する人がいない こと、任意代理人による権限濫用のリスク等について説明したうえで、任意代理人 を登録してもらう
③任意代理人になれ る者の範囲	✓ 任意代理人の範囲については、推定相続人等、一定の範囲を設ける✓ 本人が任意代理人の変更を希望する場合や、任意代理権付与の撤回を希望する場合等についても、任意代理人の同意なく対応できる制度とする



DFGI

3. 「法人特別会員ワーキング・グループ報告書」について

Ⅱ.「親族等に対する金融商品売却に関する任意代理権付与」について検討(報告書P.15~16)

④任意代理権の範囲	 ✓ 任意代理権の範囲は本人に委ねるべきであり、金融機関等として、金融商品の種類や売却回数等について特段制限を設定する必要はない ✓ もっとも、本報告書における検討が、「本人のための費用」の支払いを目的とする趣旨であることを踏まえると、まずは金融商品の購入は任意代理権の範囲には含めず、金融商品の売却のみとする ✓ 「本人のための費用」の支払いとの趣旨を逸脱して任意代理人が売却を行うおそれもあるため、不正防止の観点から、一定金額以上の売却、一定回数以上の売却の場合、任意代理人に対し資金使途を確認し、場合によっては資金使途に関するエビデンスの提出を求める等の対応を行う
⑤成年後見人、任意 後見人との関係	✓ 成年後見人や任意後見人が就任した場合、成年後見人等と当該任意代理人で 異なる対応を行うおそれがある✓ 厳格な手続きが定められた成年後見制度を優先すべく、金融機関が後見開始の 事実を認識した場合は、当該任意代理権は失効させる





◆ まとめ

- ▶ 急速に高齢化が進展していく社会において、既存の法制度だけでは対処しきれない高齢顧客 の様々な課題やニーズが生じてきている
- ➤ 金融機関等は、顧客本位の業務運営の下、その課題に主体的に取り組んでいることが求められている
- ▶ 本報告書で取り纏めた対応が、本人の日常生活支援の一助となり、介護に携わる親族等の 負担が軽減することに期待

3. 「法人特別会員ワーキング・グループ報告書」について



◆ 金融審議会 市場ワーキング報告書において提言されている課題とも親和性あり

金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書

一顧客本位の業務運営の進展に向けて一

令和2年8月5日

Ⅱ. 超高齢社会における金融業務のあり方

1. 高齢顧客に対する顧客本位の業務運営

わが国においては、急速に高齢化が進んでおり、将来的に誰もが自ら又は安雄の認知 判断能力や身体機能の低下に直面する可能性がある。また、わが国のザ 資産の約3分の2を 60 歳以上の世帯が保有しており、高齢者は金融ア サービスを受ける顧客として重要な位置を占めている。

こうした中、地域社会における生活インフラとして重要な役割を担うすは、金融包摂の観点からも、高齢顧客、特に認知判断能力の低下した対応を強化・改善していくことが求められている。高齢顧客については、体機能の低下や加齢に伴うリスク選好度の変化に伴って、自身での資になることや、預金引き出し等で店頭に本人が赴くことが困難になること、こうした事態に備え、認知判断能力が低下する前に、資産形成・智おくことが重要な行動と考えられる。金融ジェロントロジー"等の学問的融ビジネスのサステナビリティにも留意しつつ、こうした高齢顧客の様々対応し、顧客本位の業務運営に取り組んでいくことが金融事業者には非

Ⅱ. 超高齢社会における金融業務のあり方

「地域社会における生活インフラとして重要な役割を担う金融事業者においては、金融包摂の観点からも、高齢顧客、特に認知判断能力の低下した高齢顧客に対する対応を強化・改善していくことが求められている」(報告書本文より抜粋)

2. 認知判断能力や身体機能が低下した高齢顧客に対する対応

(1)金融取引の代理等のあり方

高齢顧客については、認知判断能力の低下により、従前のような金融取引が困難になる場合や、身体機能の低下等により、金融機関の窓口に本人が赴けなくなる場合がある。このような場合、その家族や公的機関が本人に代わって金融機関の窓口に預金の引き出し等に行く必要があるが、本人意思が確認できないことなどを理由として、こうした手続が認められないといった事例*が多く指摘されている。また、認知判断能力が低下した場合、本人意思が明確に確認できないという同様の理由から、本人であっても預金の引き出し等が認められないことも指摘されている。

しかしながら、例えば医療や介護など明らかに本人のための支出であり、病院に医療費 を金融機関が直接振り込むなど、手続が担保されているのであれば、認知判断能力の低 下した高齢顧客本人のほか、本人に代わって取引を行う者であっても、手続を認めるなど

14

^{*} 金飯ジェロントロジーとは、高齢者の経済活動、資産選択など、長寿・加齢によって発生する経済課題を経済学を中心に関連する研究分野と連携して、分析研究し、課題の解決策を見つけ出す新しい研究領域のこと(ファイナンシャル・ジェロントロン・研究センルー)。

^{**} 本人の委任状を持参した場合でも、その信憑性が確認できないとして、代理が認められないことがある。



【連絡先】

一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会

理事 山田博之

URL : http://www.jfgi.jp/

〒108-0073

東京都港区三田2-14-5

TEL: 03-6381-7621

本資料は、一般社団法人日本金融ジェロントロジー協会が作成したものであり、一切の権利は一般社団法人日本金融ジェロントロジー協会、および 図表等の出所に記載されている組織に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わない ようお願い致します。本資料は、正確性・完全性・適切性が保証されるものではありません。また、本資料の内容等は、事前の連絡なしに変更される場合があります。